

できることから始めましょう!!

- 排水溝が詰まらないように清掃しましょう。
 - 雨水が擁壁の裏側や斜面に流れ込まないように側溝やといを整備しましょう。
 - 草木が生えず地面が剥き出しになった斜面に雨水が流れ込まないようにブルーシートで覆いましょう。
- 上記の対応は一例です。できることから始めましょう。

点検で大きな変化が見られる場合や、宅地の状況に不安がある場合等については、お知り合いの建築士等や、下記相談先までお問い合わせください。
また、擁壁を新しく造ったり、土地の形状を変える造成を行う場合には、法律の手続きが必要な場合がありますので注意が必要です。

相談先

■宅地防災に関する相談や法律の手続きについては下記担当部署まで

区域	担当部署	電話
東灘区・灘区	建設局東部建設事務所	各建設事務所へのお問合せは 下記コールセンターにご連絡 ください。 TEL:078-771-7498 FAX:050-3156-2904
中央区・兵庫区	建設局中部建設事務所	
北区	建設局北建設事務所	
長田区・須磨区	建設局西部建設事務所	
垂水区	建設局垂水建設事務所	
西区	建設局西建設事務所	

■その他一般的な内容については下記部署まで

部署	電話
建設局防災課	TEL:078-322-6089 FAX:078-331-3441



(HPまもろう!!あなたの宅地へ)

融資制度

⚠危険性が高く早急に対応が必要な場合に限りです。申込者の年齢や返済能力等の制限があります。

宅地防災工事資金融資制度

神戸市建設局防災課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市役所4号館6階(危機管理センター)

【発行】2021年2月
神戸市広報印刷物登録 令和2年度第604号(広報印刷物規格B-1類)



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

まもろう!! あなたの宅地

宅地の所有者等は、宅地を常に安全な状態に
維持するよう努めなければなりません。(宅地造成等規制法第16条[※])

もし、宅地の災害により周辺に影響が及ぶと、
所有者等の責任が問われます。あなたの宅地は安全ですか?

安全で安心な暮らしのために宅地の安全性について考えてみましょう!



※宅地造成等規制法第16条

宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。

神戸市

梅雨や台風時の大雨による宅地災害が多発しています。

あなたの宅地を点検しましょう

こんな場所があったら
注意が必要です。
こまめな点検を定期的
に行いましょう！



から石積み？

石を積み重ねただけなど、コンクリートで一体化していないもので、高さのあるものは不安定になりやすく、変形が見られるものは特に注意が必要です。

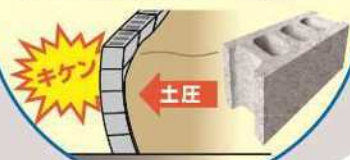


雨水などを擁壁の裏側や斜面に流していませんか？

空洞ブロックや簡易な板等で土を留めていませんか？

空洞ブロックの危険

右下に示す空洞ブロックは、積み上げて塀を造るものであり、土を留めるためのものではありません。土を留めているブロックは要注意。



擁壁に亀裂やふくらみ等の変形が起こっていませんか？

地面に沈下は起こっていませんか？

擁壁に設置された水抜きパイプがごみや草木で詰まっていますか？

排水施設・水抜きパイプの詰まりの危険

側溝や水抜きパイプの詰まりで、排水状況が悪いと、想定されていない大きな水圧が擁壁に生じ、擁壁の変形・崩壊の原因となります。



草木が生えず地面が剥き出しになっているところはありませんか？

斜面の上にため池や水たまりはありませんか？

土砂や石が落ちてきたり、崩れそうな斜面はありませんか？

降雨時に表面がえぐられたり崩れた痕はありませんか？

雨どいや側溝などの排水施設が壊れたり、ごみが詰まったりしていませんか？

『我が家の擁壁チェックシート』(国土交通省 HP)
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/pdf/check.pdf>

我が家の擁壁チェックシート

『わが家の宅地安全マニュアル』(国土交通省 HP)
<http://www.mlit.go.jp/common/000113291.pdf>

わが家の宅地安全マニュアル